

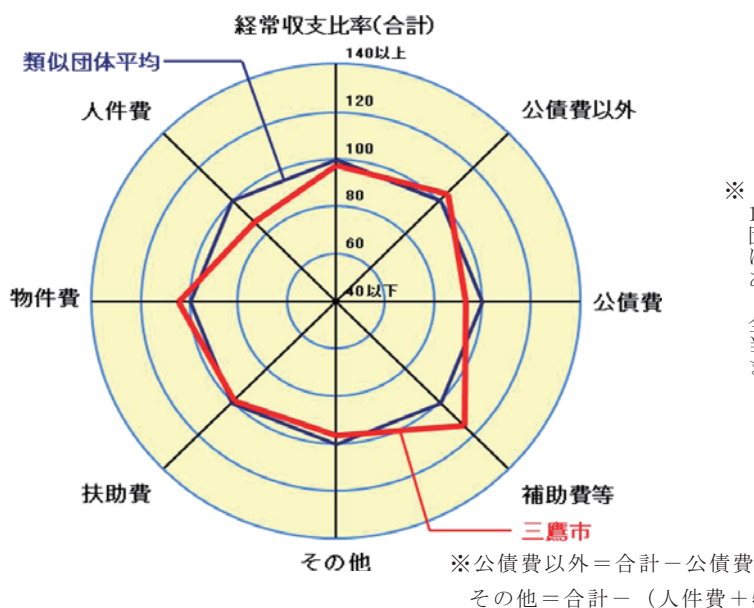
## 7 歳出比較分析表

歳出比較分析表は、普通会計における歳出の性質に着目し、経常収支比率、人件費及び人件費に準ずる費用、公債費及び公債費に準ずる費用、普通建設事業費の4項目について、類似団体との比較結果を分かりやすくレーダーチャート等を用いて図示するとともに、その結果について、各団体における要因及び指標の改善に向けた取り組みなどを公表するもので、平成18年度決算から新たに作成されることとなったものです。

なお、前掲の「6 財政比較分析表」と同様に、各団体の分析表は、ホームページで見ることができます。

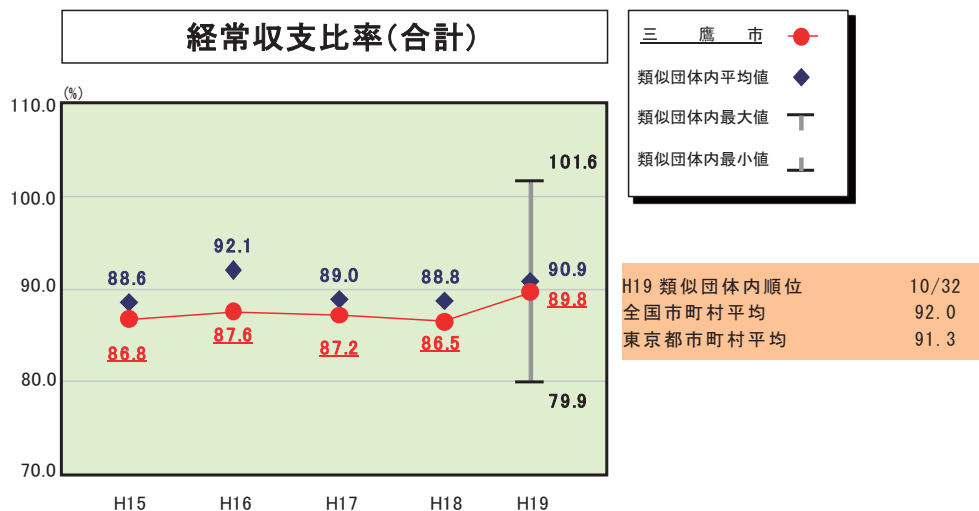
【図V-14】三鷹市歳出比較分析表（平成19年度決算）

### 《経常収支比率の分析》

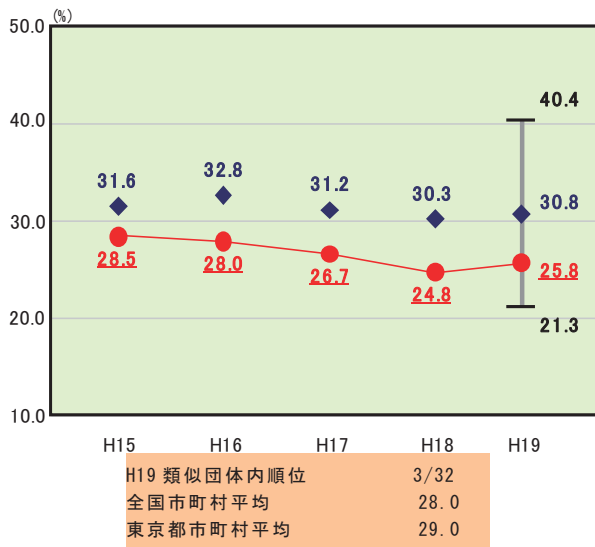


※ このレーダーチャートは、類似団体平均を100としたときの比率で表したものです。その団体の八角形が平均値の八角形より内側にあるほど、歳出抑制等により財政構造に弾力性があることを示しています。  
 類似団体とは、人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体をいいます。

経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方譲与税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかをみる指標です（157 ページ参照）。歳出比較分析表では、経常収支比率（合計）、経常収支比率のうち人件費分、物件費分、扶助費分、補助費等分、公債費分、公債費以外分、その他分の8区分に分けて分析しています（154 ページに掲載している決算カードの「性質別歳出」のうち、「経常経費充当一般財源等」及び「経常収支比率」の欄を参照してください）。



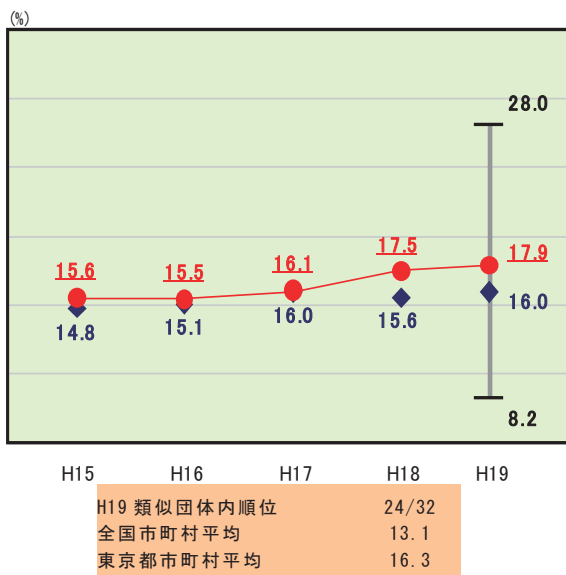
## 人件費



## 【人件費】

三鷹市では、以前から職員数を低く抑えてきましたが、平成8年度以来、行財政改革に取り組み、職員定数の見直しを継続的に実施してきました。平成12年度以後は、給料や諸手当の全般にわたって見直しを図り、給与水準の適正化に努めているところです。平成19年度においては、職員定数の見直しなどにより職員給は減しているものの、退職手当の増などにより、人件費に係る経常収支比率は若干高くなりました。今後とも、職員数と給与の両面の見直しを検討・実施し、人件費の適正化に努めていきます。

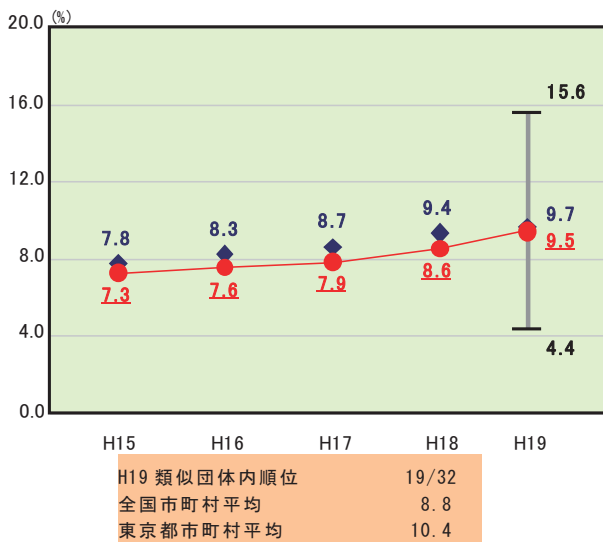
## 物件費



## 【物件費】

三鷹市では、公立保育園の民営化やごみ収集業務、学校給食調理業務の民間委託化をはじめとする事業の民営化・委託化を推進していることから、人件費に係る経常収支比率が低い一方で、物件費に係る経常収支比率が高くなっています。今後も、「三鷹市行財政改革アクションプラン2010」に基づき、民営化・委託化の一層の推進を図ります。

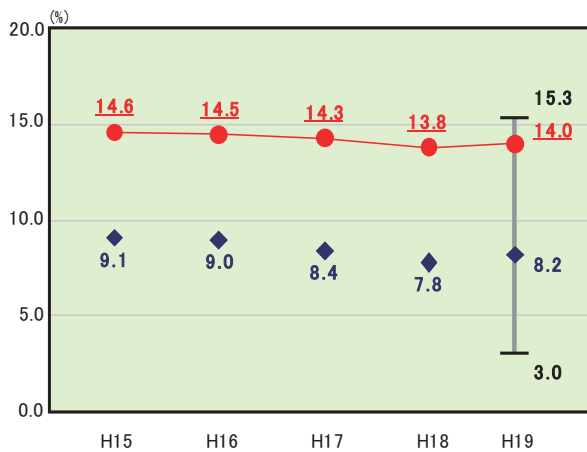
## 扶助費



## 【扶助費】

扶助費に係る経常収支比率は、ほぼ類似団体平均水準で推移しています。生活保護費の増などにより上昇傾向にあります。

### 補助費等

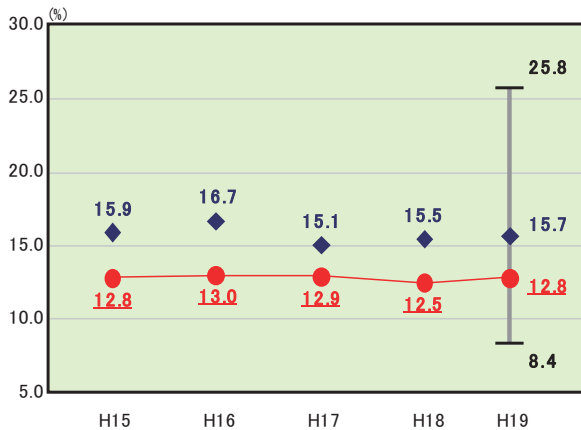


H19 類似団体内順位	30/32
全国市町村平均	10.4
東京都市町村平均	12.2

### 【補助費等】

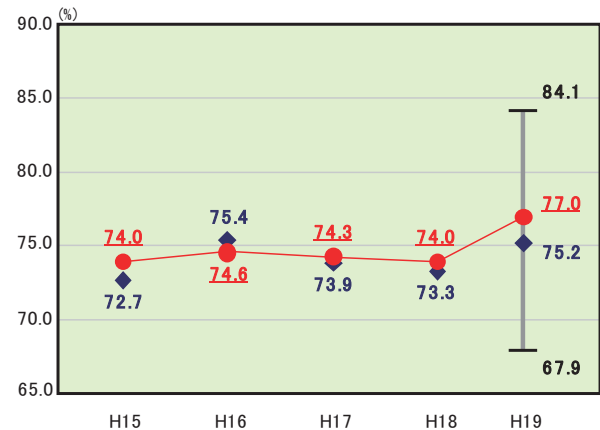
補助費等に係る経常収支比率が高くなっているのは、コミュニティ・センターにおける施設運営や事業活動を住民協議会が行うなど、事業実施における市民・NPO・事業者等との協働を推進しているためです。補助金については、予算編成などを通じて内容精査を徹底し、目的に沿った適切な執行がなされるよう一層適正化に取り組んでいます。

### 公債費



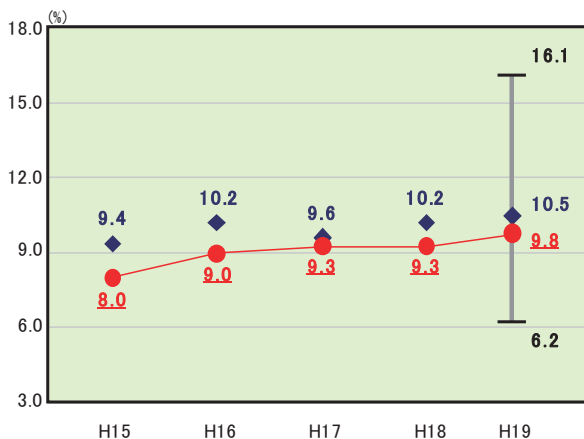
H19 類似団体内順位	9/32
全国市町村平均	20.3
東京都市町村平均	12.4

### 公債費以外



H19 類似団体内順位	17/32
全国市町村平均	71.7
東京都市町村平均	78.9

### その他



H19 類似団体内順位	9/32
全国市町村平均	11.4
東京都市町村平均	11.0

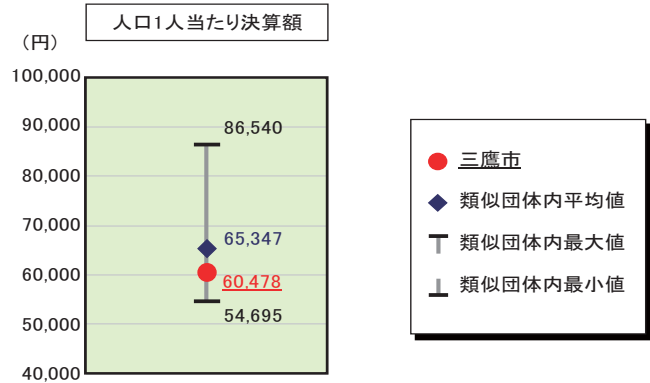
※公債費以外＝合計－公債費

その他＝合計－（人件費＋物件費＋扶助費＋公債費＋補助費等）

（「その他」の主なもの、繰出金です。）

### 《人件費及び人件費に準ずる費用の分析》

性質分類上の人件費だけでなく、物件費に含まれる臨時職員の賃金や、補助費等に含まれる公営企業等に対する繰出金のうちの人件費相当分など、人件費に準ずる費用も含めた実質的な人件費の合計から、退職金を除いた決算額の人口1人当たりの額を示しています。



人件費及び人件費に準ずる費用

	三鷹市 (千円)	人口1人当たり決算額		対比 (%)
		三鷹市 (円)	類似団体平均 (円)	
人件費	10,780,185	61,598	65,258	▲ 5.6
賃金 (物件費)	247,500	1,414	2,797	▲ 49.4
一部事務組合負担金 (補助費等)	122,888	702	1,036	▲ 32.2
公営企業 (法適) 等に対する繰出し (補助費等)	-	-	942	-
公営企業 (法適) 等に対する繰出し (投資及び出資金・貸付金)	-	-	15	-
公営企業 (法非適) 等に対する繰出し (繰出金)	414,062	2,366	2,383	▲ 0.7
事業費支弁に係る職員の人件費 (投資的経費)	124,676	712	973	▲ 26.8
▲退職金	▲ 1,105,088	▲ 6,314	▲ 8,058	▲ 21.6
合計	10,584,223	60,478	65,347	▲ 7.5

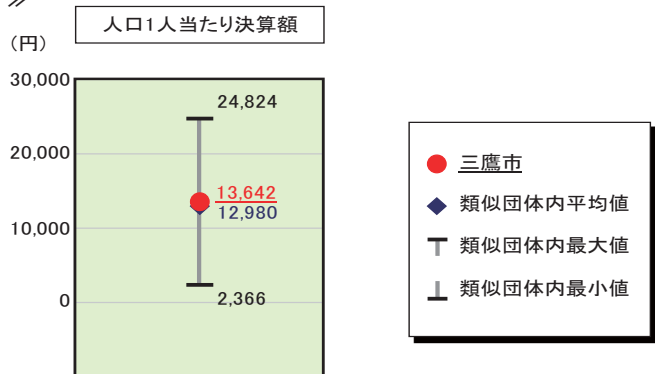
参考

	三鷹市	類似団体平均	対比 (差引)
人口1,000人当たり職員数 (人)	5.63	6.24	▲ 0.61
ラスパイレス指数	103.9	101.3	2.6

ラスパイレス指数及び職員数に係る項目については、平成19年地方公務員給与実態調査に基づくものです。

### 《公債費及び公債費に準ずる費用の分析》

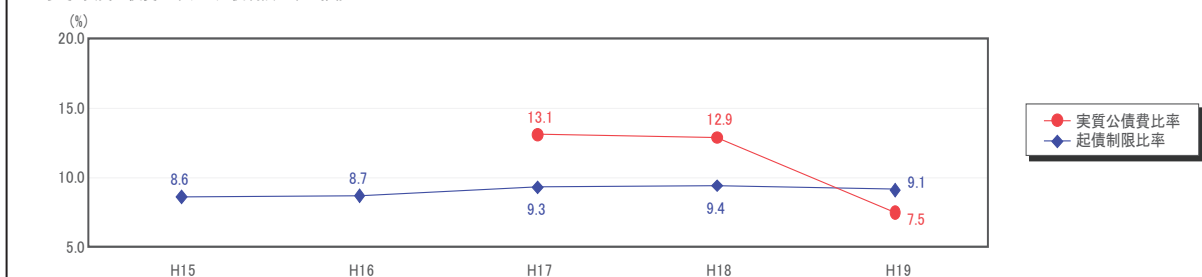
性質分類上の公債費に公債費に準ずる費用も含めた実質的な公債費の人口1人当たりの額を示しています。



公債費及び公債費に準ずる費用 (実質公債費比率の構成要素)

	三鷹市決算額 (千円)	人口1人当たり決算額		対比 (%)
		三鷹市 (円)	類似団体平均 (円)	
公債費充当一般財源等額 (繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。) 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの (年度割相当額) 等	2,875,848	16,433	22,173	▲ 25.9
公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	416,076	2,377	7,535	▲ 68.5
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金に充当する一般財源等額	189,828	1,085	1,329	▲ 18.4
債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものに充当する一般財源等額	1,015,234	5,801	2,804	106.9
一時借入金利子 (同一団体における会計間の現金運用に係る利子は除く)	-	-	5	-
▲地方債に係る元利償還金及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額	▲ 2,109,565	▲ 12,054	▲ 20,920	▲ 42.4
合計	2,387,421	13,642	12,980	5.1

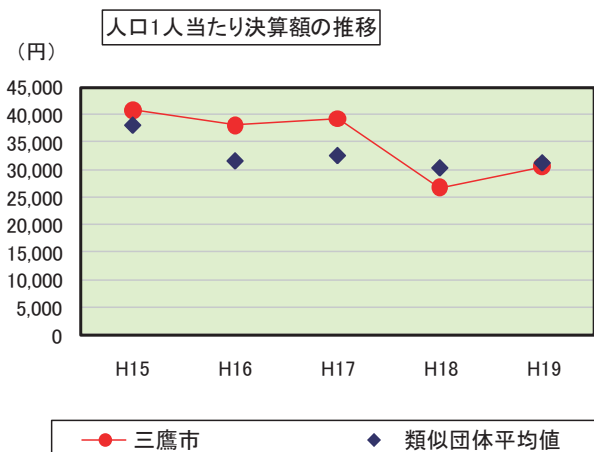
※参考 実質公債費比率及び起債制限比率の推移



## 《普通建設事業費の分析》

普通建設事業費（道路、橋梁、学校、庁舎等の公共施設の新増設や、その用地取得のために使われる経費）の人口1人当たりの決算額を示しています。

この決算額が平成19年度に増加したのは、にしみたか学園第二中学校体育館や西野保育園の建替えを行ったこと、第一小学校スーパーリニューアル工事費が増となったことなどによるものです。今後は、公共施設の計画的な維持・保全を行う「ファシリティ・マネジメント」の確立に向けた取り組みとともに、公共施設の整備と再配置や、学校、コミュニティ・センター、保育園等の計画的な耐震化など、環境保全や経済性に配慮した都市構造・都市空間の「更新・再生」に向けた着実な取り組みを進めていきます。



### 普通建設事業費

	三鷹市決算額 (千円)	人口1人当たり決算額				
		三鷹市(円)	増減率(%) (A)	類似団体平均(円)	増減率(%) (B)	(A)-(B)
H15	6,948,022	41,067	34.6	38,242	▲ 20.1	54.7
うち単独分	4,700,800	27,785	11.9	27,554	▲ 12.2	24.1
H16	6,525,462	38,240	▲ 6.9	31,764	▲ 16.9	10.0
うち単独分	5,237,688	30,693	10.5	22,613	▲ 17.9	28.4
H17	6,764,800	39,500	3.3	32,735	3.1	0.2
うち単独分	5,256,276	30,692	0.0	23,112	2.2	▲ 2.2
H18	4,647,193	26,872	▲ 32.0	30,496	▲ 6.8	▲ 25.2
うち単独分	4,070,659	23,538	▲ 23.3	20,327	▲ 12.1	▲ 11.2
H19	5,389,747	30,797	14.6	31,404	3.0	11.6
うち単独分	4,531,101	25,891	10.0	20,611	1.4	8.6
過去5年間平均	6,055,045	35,295	2.7	32,928	▲ 7.5	10.2
うち単独分	4,759,305	27,720	1.8	22,843	▲ 7.7	9.5

## 8 財政状況等一覧表

財政状況等一覧表とは、一般会計等に加え企業会計などの特別会計や第三セクター等の経営状況及び財政援助の状況も含めた財政状況を一覧にしたもので、地方公共団体の総合的な財政状況を公表するものです。

### 財政状況等一覧表（平成19年度）

(単位:百万円)

標準収入等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額 C	標準財政規模 A+B+C
36,310	0	1,476	37,786

#### 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	57,339	55,892	1,447	1,344	1,422	43,507	
受託水道事業特別会計	2,658	2,658	0	0	—	—	
一般会計等	59,997	58,550	1,447	1,344	—	43,507	

#### 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入金見込額	備考
国民健康保険事業特別会計	16,055	15,993	62	62	2,366	—	—	
下水道事業特別会計	3,963	3,906	57	57	926	9,769	5,383	
老人医療特別会計	11,601	11,576	25	25	910	—	—	
介護サービス事業特別会計	1,266	1,263	3	3	417	1,310	218	
介護保険事業特別会計	8,448	8,284	164	164	1,376	—	—	
公営企業会計等計	—	—	—	311	—	11,080	5,600	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業です。  
 2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示しています。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示しています。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入金見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額です。

#### 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
ふじみ衛生組合	1,380	1,181	199	199	—	365	182	
東京たま広域資源循環組合	10,888	10,202	686	686	244	26,784	937	
東京市町村総合事務組合(一般会計)	1,116	1,049	68	68	29	—	—	
東京市町村総合事務組合(交通災害共済事業特別会計)	559	434	125	125	100	—	—	
東京都市収益事業組合	2,818	2,781	36	36	1,239	—	—	
東京都後期高齢者広域連合	3,426	3,326	100	100	—	—	—	
一部事務組合等計	—	—	—	1,214	—	27,149	1,120	

#### 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの買付保証に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
財団法人三鷹市勤労者福祉サービスセンター	6	361	300	47	—	—	—	—	
財団法人三鷹市芸術文化振興財団	32	576	500	311	—	—	—	—	
財団法人三鷹国際交流協会	27	544	500	43	—	—	—	—	
株式会社まちづくり三鷹	15	367	285	1	—	—	309	31	
三鷹市土地開発公社	0	9	5	37	—	12,403	—	—	※注: 臨時財政対策債特別交付金交付金等
地方公社・第三セクター等計	—	—	1,590	439	—	12,403	309	31	

- (注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示しています。

#### 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金	—	2,377	2,377
減債基金	—	0	0
その他充当可能基金	—	7,442	7,442
充当可能基金計	—	9,819	9,819

- (注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含みません。

#### 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化基準	財政再生基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	5.27	3.55	△ 1.72	△ 11.52	△ 20.00	下水道事業特別会計	—	2.4	—
連結実質赤字比率	—	4.38	4.38	△ 16.52	△ 40.00	—	—	—	—
実質公債費比率	12.9	7.5	△ 5.4	25.0	35.0	—	—	—	—
将来負担比率	—	51.8	51.8	350.0	—	—	—	—	—
財政力指数	1.27	1.27	0.00	—	—	—	—	—	—
経常収支比率	86.5	89.8	3.3	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示しています。  
 2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%です(公営競技は0%)。

## 9 財務諸表

近年の長期的な不況の下で国・地方を問わず厳しい財政状況が続き、地方債等の長期債務が増大する中で、現金の動きを中心とした現行財務会計制度の問題点として、資産という概念が希薄で、負債と資産のバランスなども見えにくい点が指摘されるようになり、こうした不備を補完する資料として、バランスシートなどの企業会計的手法の活用が注目されるようになりました。

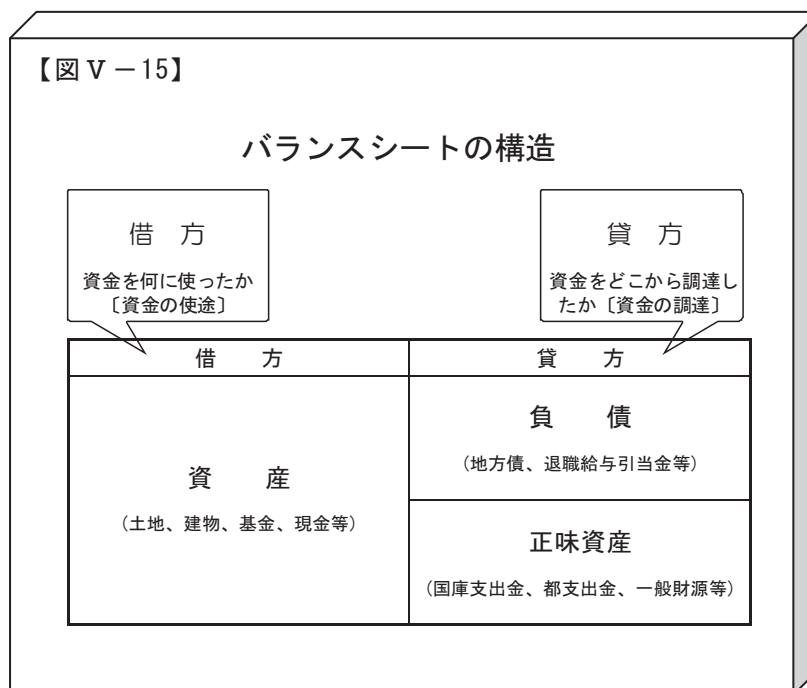
三鷹市においても、総務省の基準によるバランスシート、行政コスト計算書及び連結バランスシート、キャッシュ・フロー計算書などの財務諸表を作成・公表しています。

三鷹市の財務諸表（平成 19 年度）については、その詳細版を別冊資料編に掲載しています。

### (1) バランスシート

#### ア バランスシートとは

バランスシート（貸借対照表）とは、一定の時点において保有するすべての資産、負債等のストックの状況を総括的に表示した報告書です。バランスシートでは、図 V-15 のように、借方（左側）には資産、貸方（右側）には負債と正味資産が表示され、資産 = 負債 + 正味資産という関係にあります。負債と正味資産は、行政活動に必要な資金がどこからきたか（資金の調達）を、資産はその調達した資金を何に使ったか（資金の使途）を表しています。なお、自治体のバランスシートでは民間企業における「資本」という概念がなく、「正味資産」と表現し、これまでの世代がすでに負担した金額を表しています。また、負債は、これからの世代が今後負担していく金額を表しています。



## イ 普通会計・市全体・連結バランスシート

総務省の基準による、普通会計（148 ページ脚注 1 参照）バランスシート及び普通会計に市の全特別会計<sup>15</sup>を加えた市全体バランスシート、土地開発公社などの出資団体<sup>16</sup>を加えた連結バランスシートの 3 種類のバランスシートを作成しました。

従来の単年度の決算書では表せなかった、これまでに建設された施設や購入した土地、借入金などの財務情報を、その資金の用途（資産）と資金の調達方法（負債及び正味資産）の両面からとらえた報告書がバランスシートです。

普通会計のバランスシートに 5 つの特別会計を加えたものが市全体バランスシートです。

三鷹市全体でみると、下水道のインフラ資産の建設に、普通会計以上に地方債を活用した資金調達が行われるため、負債の増加率が資産の増加率を上回っています。

市全体バランスシートに地方自治法上、市が予算の執行に関する調査権等を有する外郭団体（土地開発公社、市が資本金等の 1/2 以上を出資している法人、株式会社等）を加えたものが連結バランスシートです。広い意味で市全体の財政状況を表したものとなっています。

連結後の資産は 2,546 億円で、負債が 802 億円、正味資産が 1,744 億円となっています。

普通会計と全体のバランスシートを比較することにより、全体の状況の把握が可能になります。資産の倍率が 1.10 倍であるのに比べ負債が 1.20 倍と、資産の増加に比べて負債の増加率が高いことを示しています。これは、三鷹市が全国に先駆けて整備してきた下水道のインフラ資産が 147 億 2,521 万 2 千円、総資産の 6.1% を占めているため、これらのインフラ資産の建設には、普通会計以上に地方債を活用した資金調達が行われ、その結果、負債の増加率が資産の増加率を上回り、これからの世代が負担する比率が、普通会計に比べて高くなることとなります。

連結バランスシートでは、固定負債である地方債のうち、土地開発公社の借入金が 81 億 6,559 万円で地方債・借入金総額の約 13% を占めています。土地開発公社の借入金の管理は、今後の三鷹市の財政運営を考えるうえで非常に重要な課題となっています。

<sup>15</sup> 市全体バランスシートにおける特別会計は、①国民健康保険事業会計、②下水道事業会計、③老人医療会計、④介護サービス事業会計、⑤介護保険事業会計です。

<sup>16</sup> 連結バランスシートにおける出資団体は、①三鷹市土地開発公社、②(財)三鷹市芸術文化振興財団、③(財)三鷹国際交流協会、④(財)三鷹市勤労者福祉サービスセンター、⑤(社福)三鷹市社会福祉事業団、⑥(株)まちづくり三鷹です。



【図 V - 16】

○バランスシート（普通会計・市全体・連結）〔平成19年度〕  
（平成20年3月31日現在）

（単位：億円）

借 方	普通会計	市全体	連結	貸 方	普通会計	市全体	連結
〔資産の部〕				〔負債の部〕			
1. 固定資産				1. 固定負債			
(1)有形固定資産	2,049.9	2,235.7	2,322.5	(1) 地方債	397.2	503.1	630.1
(うち土地)	(1,438.4)	(1,460.9)	(1,542.9)	(2) 債務負担行為	0.0	0.0	0.0
(2)無形固定資産	0.0	9.0	9.1	(3) 退職給与引当金	124.4	124.4	125.8
固定資産合計	2,049.9	2,244.7	2,331.6	(4) その他	0.0	0.0	0.5
2. 投資等				固定負債合計	521.6	627.5	756.4
(1) 投資及び出資金	19.4	19.4	4.9	2. 流動負債			
(2) 貸付金	0.1	0.1	0.1	流動負債合計	37.9	42.7	45.2
(3) 基金	68.8	74.5	77.8	負債合計	559.5	670.2	801.6
(4) 基本財産	0.0	0.0	13.0	〔正味資産の部〕			
投資等合計	88.3	94.0	95.8	正味資産合計	1,636.7	1,740.5	1,744.0
3. 流動資産							
(1) 現金・預金	38.3	41.4	43.9				
(2) 未収金	19.7	30.6	31.7				
(3) その他	0.0	0.0	42.6				
流動資産合計	58.0	72.0	118.2				
資産合計	2,196.2	2,410.7	2,545.6	負債・正味資産合計	2,196.2	2,410.7	2,545.6

【図 V - 17】

## ○普通会計と市全体・連結バランスシートの数値比較〔平成19年度〕

（単位：千円）

	普通会計 A	市全体 B	倍率 B/A	連結 C	倍率 C/A
資 産	219,615,529	241,072,645	1.10倍	254,562,325	1.16倍
負 債	55,943,650	67,023,372	1.20倍	80,162,216	1.43倍
正味資産	163,671,879	174,049,273	1.06倍	174,400,109	1.07倍

## (2) 行政コスト計算書

バランスシートが一定時点の資産、負債などの状況を表示する報告書であるのに対し、行政コスト計算書（図V-18）では、当該年度に実施された資産形成につながらない行政活動（人的サービスや給付サービスなど）にかかる費用（コスト）を表示しています。

特徴的なこととして、バランスシートの有形固定資産の割合が低い民生費・衛生費などが、行政コストの面からみると生活保護費やごみ収集委託などの人的・給付サービスの比重が大きいことから、高い割合を示しています。

【図V-18】

○行政コスト計算書（普通会計）〔平成19年度〕

〔行政コスト〕 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) (単位:億円)

	総額	(構成比)	総務費	民生費	衛生費	土木費	教育費	その他
1 人にかかるコスト	96.7	(19.9%)	25.0	29.0	4.4	8.0	24.4	5.9
2 物にかかるコスト	139.8	(28.7%)	35.5	20.3	30.9	19.7	28.6	4.8
3 移転支出的なコスト	238.4	(49.0%)	11.9	172.5	9.8	12.5	7.4	24.3
4 その他のコスト	11.5	(2.4%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.5
行政コスト a	486.4	—	72.4	221.8	45.1	40.2	60.4	46.5
(構成比)	—	—	(14.9%)	(45.6%)	(9.3%)	(8.3%)	(12.4%)	(9.5%)

〔収入項目〕

1 使用料・手数料等 b	24.6	—	4.6	9.4	4.9	4.0	1.0	0.7
2 国庫（都）支出金 c	99.0	—	6.5	83.6	4.2	1.8	1.9	1.0
3 一般財源 d	387.1	—						
収入 (b+c+d) e	510.7	—						
4 正味資産国庫（都）支出金償却額 f	5.8	—						
5 期首一般財源等	1,402.7	—						
差引 (e+f-a) 一般財源等増減額	30.1	—						
6 期末一般財源等	1,432.8	—						

(3) キャッシュ・フロー計算書

ア キャッシュ・フロー計算書とは

キャッシュ・フローとは資金の増加又は減少を意味し、一会計年度中における資金の流れを表示したものをキャッシュ・フロー計算書といいます。自治体では、従来からキャッシュ・フローを意識した単式簿記を採用しており、既に「歳入歳出決算書」を作成することで、資金収支の増減を把握していますが、さらにこのキャッシュ・フロー計算書を作成することにより、一定の活動区分（行政活動・投資活動・財務活動）における資金調達の源泉とその用途が明確になり、自治体経営に関する新たな情報を得ることができます。

イ 作成上のルール

① 対象範囲

バランスシートや行政コスト計算書と同じく、普通会計〔原則として一般会計〕を対象として、資金の範囲を歳計現金（一会計年度内における歳入・歳出の純計）、財政調整基金としています。

② キャッシュ・フローの活動区分

(ア) 行政活動によるキャッシュ・フロー

行政活動におけるキャッシュ・フローは、経常的に行われる地方公共団体の行政活動にかかわる資金の流れであり、企業会計での営業活動におけるキャッ

シュ・フローに相当するものです。

たとえば、収入には税金や使用料及び手数料などが計上され、支出には人件費、委託料や需用費などの物件費、維持補修費などが計上されており、この黒字額が小さい場合には、財政構造が硬直化していると考えられるため、行政活動における支出の削減や収入の確保に努めることが必要になります。

#### (イ) 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動におけるキャッシュ・フローは、固定資産の取得や処分などの社会資本形成にかかわる資金の流れと、出資や貸付、基金への積立てや他会計への繰出金などの投資にかかわる資金の流れを表しています。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」の赤字額を「行政活動によるキャッシュ・フロー」の黒字額の範囲内に抑制することが、健全経営の指標の一つとして考えられます。

#### (ウ) 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動におけるキャッシュ・フローは、市債の発行による収入と償還金及び支払利子などの支出による資金の流れを表しています。

たとえば、市債の発行額を償還元金及び支払利子などの支出以下に抑制すると、財務活動におけるキャッシュ・フローは赤字になり、後年度負担を軽減することにつながります。一方、大規模な普通建設事業を行うとき、その財源（投資活動によるキャッシュ・フローの財源）として市債の活用を図ると、財務活動におけるキャッシュ・フローは黒字になります。

### ウ キャッシュ・フロー計算書の分析

平成19年度決算に基づき作成したキャッシュ・フロー計算書(図V-19)では、行政活動によるキャッシュ・フローは111億9,800万9千円の黒字ですが、投資活動によるキャッシュ・フローは91億7,996万1千円、財務活動によるキャッシュ・フローは28億1,853万3千円の赤字となっており、これらの収支をあわせた額は8億48万5千円の赤字となり、前年度と比較すると21億2,255万4千円の大幅な減となっています。この要因は、主にIの行政活動の地方譲与税及び交付金収入が大幅に減になったことや扶助費による支出が大幅に増になったことなどによるものです。

【図 V - 19】

## 三鷹市のキャッシュ・フロー計算書〔平成19年度〕

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(単位 千円)

区 分		
I 行政活動によるキャッシュ・フロー		
1	税収	34,755,298
2	地方譲与税及び交付金収入	3,567,721
3	国庫及び都支出金による収入	9,823,761
4	使用料及び手数料による収入	1,136,948
5	分担金・負担金・寄附金による収入	431,790
6	諸収入	420,555
7	人件費による支出	△10,780,185
8	物件費による支出	△10,011,411
9	維持補修費による支出	△304,651
10	扶助費による支出	△10,961,453
11	補助費等による支出	△6,880,364
行政活動によるキャッシュ・フロー		11,198,009
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
1	国庫及び都道府県支出金による収入	1,080,495
2	財産の売却・運用による収入	443,657
3	貸付金回収による収入	16,504
4	他会計・基金からの繰入による収入	972,034
5	有形固定資産の取得による支出	△4,949,677
6	災害復旧による支出	0
7	貸付金の貸付による支出	△16,500
8	投資及び出資による支出	0
9	基金への積立による支出	△731,271
10	他会計・定額運用基金への繰出による支出	△5,995,203
投資活動によるキャッシュ・フロー		△9,179,961
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
1	地方債の発行による収入	2,236,600
2	地方債の償還による支出	△4,122,946
3	支払利子及び公債諸費による支出	△932,187
財務活動によるキャッシュ・フロー		△2,818,533
IV 現金及び現金同等物の増減額（I～IIIの増減）		△800,485
V 現金及び現金同等物の繰越残高		4,624,613
VI 現金及び現金同等物の年度末残高		3,824,128
		(内訳)
		財政調整基金
		歳計現金
		2,377,299
		1,446,829

## 10 「三位一体の改革」の影響等

地方分権を一層進めるために、①国庫補助負担金の改革、②国から地方への税源移譲、③地方交付税改革という3つの改革を一体的に推進する「三位一体の改革」<sup>17</sup>は、本年度に行われた税源移譲をもって、すべての取り組みが終了しました。

本年度においては、平成18年度までの暫定的な税源移譲措置の所得譲与税に替わり、個人住民税所得割の税率を10%（都道府県4%、市町村6%）フラット化することにより、国税である所得税から地方税である住民税への税源移譲が行われました。本市の税源移譲による増収額は、3億2,010万3千円となりました。一方、平成16年度から18年度までに行われた国庫補助負担金等の削減額の合計は、8億6,513万3千円であったことから、「三位一体の改革」の本市への影響額の合計は、5億4,503万円のマイナスとなりました（図V-20）。

【図V-20】  
〔三位一体の改革の三鷹市への影響〕  
(単位：千円)

国庫・都補助負担金	平成16年度 決算額	平成17年度 決算額	平成18年度 決算額	合計
平成16年度実施分（市立保育所運営費負担金など）	△437,608			△437,608
平成17年度実施分（老人保護費負担金など）		△118,362		△118,362
平成18年度実施分（児童扶養手当負担金など）			△309,163	△309,163
計	△437,608	△118,362	△309,163	△865,133 A
所得譲与税譲与額（平成18年度まで）	287,240	316,253	127,482	730,975 B
差引影響額（A+B）	△150,368	197,891	△181,681	△134,158 C
税源移譲額（平成19年度）				320,103 D
差引影響額（A+D）				△545,030 E

このように「三位一体の改革」は、本市の財政運営に多大な影響をもたらすことになりましたが、地方全体としては3兆円規模の税源移譲が基幹税によってなされたことなど、今後の地方分権を進める上で大きな前進となりました。

真の地方分権を実現するためには、引き続き「三位一体の改革」後の第二期分権改革を推進していく必要があります。このため平成18年12月に「地方分権改革推進法」が成立し、平成19年4月には地方分権改革推進委員会が発足しました。委員会では、5月に「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」を取りまとめ、地方分権改革の目指すべき方向性や基本原則を明確にした上で、これらの方向性や基本原則に従い、国と地方の役割分担の徹底した見直しや地方税財政制度の整備などについて調査審議を

<sup>17</sup> 平成12年4月から施行された「地方分権一括法」による分権改革は、国と地方自治体、都道府県と市町村との対等・協力関係を構築しようとするものでしたが、ここでは国から地方への税財源の移譲という課題については、踏み込むことができませんでした。その後、平成13年6月の地方分権推進委員会「最終報告」において、今後の第2次分権改革では、地方税源の充実とこれに対応する国庫補助負担金、地方交付税等の改革の重要性が指摘され、平成14年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」で、「三位一体の改革」が政府方針として初めて明示されました。さらに、平成15年6月の「基本方針2003」で、平成18年度までの具体的な改革工程が盛り込まれることとなりました。

進めることとしています。この中で、本市が3年前に自治基本条例でいち早く掲げてきた「地方政府の確立」や「市町村優先の原則」が、「地方分権改革の目指すべき方向性」とされました。さらに11月には、平成20年以降順次行う予定の勧告に向け、今後の検討の方向性を明確にするため、「中間的な取りまとめ」を行いました。これらを踏まえて、平成20年5月に国から地方への権限移譲や都道府県から市町村への権限移譲などに関する「第1次勧告」が、また、12月には国の法令による自治体に対する義務付け・枠付けの見直しなどに関する「第2次勧告」が取りまとめられました。

こうした第二期分権改革については、財政面を含めた国や東京都との適切な政府間関係の確立を図るために、積極的に推進すべきものですが、その過程において、多額の財源不足が生じることとなる自治体に対しては、制度的な配慮が求められることから、今後も引き続き、地方交付税による財政調整が及ばない不交付団体の立場から適正な対応が図られるように積極的な運動を行っていきます。

## 11 地方公共団体財政健全化法

平成19年6月に「地方公共団体財政健全化法」が成立し、財政の健全度を測る指標として、これまでも算定していた実質公債費比率に、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率を加えた4つの健全化判断比率を算定し、公表することとなりました。

また、公営企業の経営の健全性に関する指標として、資金不足比率を算定し、公表することとなりました。三鷹市の健全化判断比率等は、(図V-21)のとおりです。

実質赤字比率、連結実質赤字比率とも、分子に当たる実質赤字額が発生していないため、表示される数値はありません。実質公債費比率は7.5%となり、前年度との比較では5.4ポイントの大幅な減となりました。これは、比率の法制化に伴い、算定方法が大きく見直されたことなどによるものです。また、将来負担比率は51.8%となっています。

公営企業(下水道事業特別会計)に係る資金不足比率についても、分子となる資金不足額の発生がありませんでしたので、表示される数値はありません。

三鷹市においては、いずれの指標も国が定める「基準」に至る状況ではありません。今後も「自治基本条例」に定める自治体経営の趣旨に従い、財政状況をはじめとして適切な情報公開、情報提供を行いながら、健全な自治体経営を進めていきます。

【図V-21】

### 健全化判断比率等

区 分	平成19年度	平成18年度	増 △減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—			11.52%	20.00%
連結実質赤字比率	—			16.52%	40.00%
実質公債費比率	7.5%	12.9%	△5.4ポイント	25.0%	35.0%
将来負担比率	51.8%			350.0%	
資金不足比率	—			※ 20.0%	

※ 経営健全化基準

～財政の健全化判断比率～

- ・ **実質赤字比率**  
一般会計等における実質赤字額（歳出総額が歳入総額を上回る場合の赤字額）の標準財政規模に対する比率
- ・ **連結実質赤字比率**  
すべての会計の実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率
- ・ **実質公債費比率**  
実質的な公債費に充当された一般財源の標準財政規模を基本とした額（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）に対する比率の3か年平均（平成19年度では、実質的な公債費に充当することのできる特定の歳入への都市計画税の算入など、算定方法の変更がありました。）
- ・ **将来負担比率**  
一般会計等が将来的に負担すべき実質的な負担額の標準財政規模を基本とした額に対する比率

以上の健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合は、議会の議決を経て「財政健全化計画」を定め、自主的な改善努力による財政健全化を図ることとされています。また、財政再生基準以上となった場合は、いわゆる「財政破たん」の状況とされ、国等の関与による確実な再生に取り組むこととされています。なお、公営企業については、公営企業における資金不足額の事業規模に対する比率である「資金不足比率」が指標として定められ、この比率が経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を定めることとされています。

